

函館市福祉のまちづくり条例整備基準適合状況（令和元年度～令和3年度）

令和4年度 第1回	
函館市福祉のまちづくり推進委員会	
令和4年11月2日	資料1

○条例の対象：施設の新築や出入口、廊下など整備基準に関わる部分の増改築等を行った公共的施設

○届出数：期間内の各年度において、条例に定める「新築等の届出」があった公共的施設

【届出のあった公共的施設の内訳】（単位：件）

区分	R元	R2	R3
1 病院・診療所等	4	6	2
2 劇場、観覧場、映画館等			
3 集会場・公会堂等		1	
4 展示場等			1
5 物品販売業を営む店舗	6	10	12
6 ホテル・旅館等	3	1	1
7 老人福祉施設等	5	8	12
8 遊技場・体育館等		1	1
9 博物館・美術館等			
10 公衆浴場等			
11 飲食店	9	4	6
12 サービス業を営む店舗	3	2	5
13 金融保険業を営む店舗	2		
14 自動車車庫			
15 公衆便所			
16 公益上必要な建築物		2	1
17 学校	4	2	5
18 事務所	2	1	
19 共同住宅・寄宿舎等	1	2	1
20 地下街等			
21 その他施設（路外駐車場）		1	1
合計	39	41	48

【令和3年度届出のあった公共的施設における整備対象箇所の内訳】（ ）内は%

整備対象箇所	届出件数 (R3)	全ての項目で基準に適合している			一部の項目において基準に適合している			全項目において基準に適合していない件数		
		R元	R2	R3	R元	R2	R3	R元	R2	R3
1 出入口	46(100)	12 (31.6)	17 (45.9)	21 (45.7)	22 (57.9)	19 (51.4)	23 (50.0)	4 (10.5)	1 (2.7)	2 (4.3)
2 廊下等	27(100)	6 (16.2)	9 (26.5)	3 (11.1)	25 (67.6)	20 (58.8)	22 (81.5)	6 (16.2)	5 (14.7)	2 (7.4)
3 階段	16(100)	2 (13.3)	4 (26.7)	3 (18.8)	11 (73.3)	11 (73.3)	13 (81.3)	2 (13.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
4 エレベーター	7(100)	2 (22.2)	1 (14.3)	6 (85.7)	4 (44.4)	4 (57.1)	1 (14.3)	3 (33.3)	2 (28.6)	0 (0.0)
5 便所	37(100)	5 (14.7)	5 (13.9)	10 (27.0)	18 (52.9)	21 (58.3)	18 (48.6)	11 (32.4)	10 (27.8)	9 (24.3)
6 駐車場	33(100)	1 (4.0)	8 (25.0)	14 (42.4)	7 (28.0)	9 (28.1)	0 (0.0)	17 (68.0)	15 (46.9)	19 (57.6)
7 敷地内通路	42(100)	2 (5.7)	8 (22.9)	11 (26.2)	29 (82.9)	27 (77.1)	27 (64.3)	4 (11.4)	0 (0.0)	4 (9.5)
8 洗面所	26(100)	8 (28.6)	10 (34.5)	12 (46.2)	11 (39.3)	9 (31.0)	10 (38.5)	9 (32.1)	10 (34.5)	4 (15.4)
9 浴室等	4(100)	5 (55.6)	2 (33.3)	3 (75.0)	1 (11.1)	3 (50.0)	0 (0.0)	3 (33.3)	1 (16.7)	1 (25.0)
10 シャワー室等	1(100)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	2 (40.0)	2 (33.3)	1 (100.0)	3 (60.0)	3 (50.0)	0 (0.0)
11 観覧席等	0	0 (0.0)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0)	0 (-)	0 (-)	1 (100.0)	0 (-)	0 (-)
12 公衆電話所	0	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (-)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (-)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (-)
13 カウンター	24(100)	5 (20.8)	4 (15.4)	9 (37.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (79.2)	22 (84.6)	15 (62.5)
14 案内標示	21(100)	0 (0.0)	1 (4.2)	4 (19.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	24 (100.0)	23 (95.8)	17 (81.0)
15 改札口	1(100)	0 (0.0)	2 (66.7)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (33.3)	0 (0.0)
16 授乳場所	9(100)	2 (13.3)	3 (17.6)	6 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (86.7)	14 (82.4)	3 (33.3)

【令和3年度の状況および分析】

令和3年度に届出のあった整備対象箇所13箇所について、R2とR3の割合を比較すると「全ての項目で基準に適合している」では、4「エレベーター」、5「便所」など10箇所で割合が上昇している。
 また、割合が減少している1「出入口」、2「廊下等」、3「階段」のうち、「出入口」については、R2およびR3と2年続けて50%弱となっているほか、「廊下等」、「階段」についても、「一部の項目で基準に適合している」の区分では、R2との比較で上昇していることから、事業者においてハード面でのバリアフリーの必要性については一定程度認識されていると考えられる。